

# 奨 学 金 紿 付 規 程

一般社団法人 福島県労働者福祉基金協会

# 奨学金給付規程

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人福島県労働者福祉基金協会（以下「当協会」という。）定款第4条第1項第3号の規定に基づき、公益事業として行う奨学生の選考と奨学金給付制度について定める。

### (奨学生の資格)

第2条 当協会の奨学生となる者は、次の資格を有しなければならない。

- (1) 福島県内に居住する勤労者の子弟であること。
- (2) 家計の経済的事情により、学資金の支弁が困難であると認められること。
- (3) 福島県内の高等学校に在学する生徒であること。
- (4) 向学心と修学意欲を持ち、心身ともに健全であること。
- (5) 他の法人や団体(国県市町村含む)等から奨学生などの無償給付を受けないこと。なお、返還を伴う貸付型奨学生の受給との併給は可とする。
- (6) 在学する高等学校長の推薦を受けられること。

2 前項に規定する字句の定義は次のとおりとする。

- (1) 勤労者：職業の種類を問わず、賃金や給料その他これに準ずる収入によって生活する者
- (2) 経済的事情：経済的事情の度合いを判断する基準については別途定める

### (奨学生の金額および支給期間)

第3条 奨学生の給付額は、以下の通りとする。

- (1) 高等学校奨学生 月額 10,000 円 (年額 120,000 円)
- 2 奨学生の支給期間は、原則1年間（毎年4月から翌年3月まで）とする。
- 3 奨学生は第12条の規定に該当する場合を除き、返還を要しない。

## 第2章 奨学生の採用及び奨学生の支給

### (奨学生出願手続)

第4条 奨学生応募者は、次の各号に掲げる書類を当協会に提出するものとする。

- (1) 保護者と連署した高等学校給付奨学生願書（別紙様式第1号）
- (2) 高等学校長の高等学校給付奨学生推薦書（別紙様式第2号）
- (3) 住民票（生計を一にする家族全員の記載があるもの）
- (4) 所得を証明するもの（市町村長発行所得証明書、又は源泉徴収票写し）
- (5) 成績を証明するもの（前年度の成績票の写し）
- (6) その他必要な書類

### (奨学生の採用決定と通知)

第5条 奨学生の採用は、応募者のうちから当協会の奨学生審査会の審議を経て、理事長が選考決定する。

- 2 選考結果は、応募者の保護者に通知する。
- 3 奨学生に採用された者は、採用通知を受け取った後、直ちに採用通知に定められた誓約書等を当協会宛てに提出しなければならない。
- 4 奨学生審査会の組織や運営については別途定める。

(奨学金の給付)

第6条 奨学金の給付は、原則として、年2回、6箇月分を東北労働金庫の奨学生本人名義の口座に振り込むことにより行う。振込手数料は当協会にて負担する。

(奨学金の辞退)

第7条 奨学生は、いつでも、保護者と連署の上で奨学金の辞退を申し出ることができる。

(奨学生の届出)

第8条 奨学生は、次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、保護者と連署のうえ遅滞なくその旨を書面により当協会に届け出なければならない。

- (1) 退学し、又は転学したとき
  - (2) 停学その他の処分を受けたとき
  - (3) 休学又は長期にわたって欠席するとき
  - (4) 復学したとき
  - (5) 本人又は保護者の住所、氏名、職業、電話番号など重要な事項に変更があったとき
- 2 奨学生が死亡したときは、保護者が死亡届を提出するものとする。

(奨学金の給付の停止および復活)

第9条 理事長は、奨学生が休学し、又は長期にわたって欠席した場合は、当該期間、奨学金の給付を停止することができる。

- 2 理事長は、前項の規定により奨学金の給付を停止された者が、その事由が止んで給付を願い出たときは、奨学金の給付を復活することができる。

(奨学金の給付の打ち切り)

第10条 理事長は、奨学生が次の各号の一に該当した場合は、奨学金の給付を打ち切ることができる。

- (1) 退学又は転学したとき
- (2) 停学その他の処分を受けたとき
- (3) 学業成績又は素行が著しく不良となるなど、奨学生として適正でないとき
- (4) 奨学金の給付を受けることを辞退したとき
- (5) その他第2条の資格を満たさなくなるなど、奨学金の給付の目的を達成する見込みがなくなったとき

(事例：虚偽申告の判明、奨学生の疾病等、奨学生の死亡、その他)

(転学の場合の取扱い)

第11条 理事長は、第10条第1項第1号の転学の場合において、その転学先が福島県内であり、転学先の高等学校校長等の推薦を経て奨学生が継続を願い出たときは、第10条の規定にかかわらず奨学金の給付を継続することができる。

(奨学金の返還請求)

第 12 条 理事長は、第 3 条第 3 項の規定にかかわらず、以下に該当する場合は当該期間に給付した奨学金の返還を求めることができる。

- (1) 第 10 条各号の一に該当し、かつ、第 8 条の無届や遅延など故意による重大な違約があると認められる場合。
- (2) 虚偽の申告その他の不正手段によって給付を受けたことが明らかになった場合。

第 3 章 その他

(個人情報の保護に関する方針)

第 13 条 奨学生に応募した者および奨学生の個人情報については、個人情報保護に関する法律の趣旨に基づき、奨学生の選考審査、奨学金の給付、奨学生との連絡、その他奨学金給付事業運営に必要な目的に限定して使用し、また、その個人情報は厳正に管理することとする。

(補 則)

第 14 条 この規程に定めるもの外、制度の実施に関して必要な事項は理事長が別に定める。

(改 廃)

第 15 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(附 則)

この規程は、平成 30 年 11 月 13 日に制定し実施する。